

事務連絡
令和7年9月2日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長 殿
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水処理施設等内作業における安全の確保について

令和7年7月30日(水)、徳島県徳島市北部浄化センターにおいて、最初沈殿池のスカムピット(槽)の水打ち清掃作業中、スカムピット開口部を覗き込むようにして作業を行った際にピット内に滞留した硫化水素ガスを吸い込んだことにより、委託作業員1名が一時意識を失い倒れ、救急搬送される事故が発生しました。

事故原因を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・硫化水素濃度の測定及び防毒マスクの着用

事故原因を踏まえ、以下のとおり再発防止策を行うと聞いております。

- ・酸素欠乏危険作業主任者の配置
- ・2人以上での作業(監視員を地上に配置)
- ・状況に応じて防毒マスク等の保護具を着用
- ・硫化水素中毒にかかるて墜落するおそれのあるときは安全帯を使用

- ・作業区域の硫化水素濃度を 10ppm 以下、酸素濃度を 18%以上に保つよう強制換気を事前に実施し、換気後も硫化水素濃度の測定を継続
- ・作業場所周辺の立入禁止措置
- ・関連設備の運転停止確認

本事案については、死亡事故につながるおそれのある重大な事故であり、また、硫化水素が発生する施設としては、管路のみでなく処理場等の沈砂池、ポンプ井、最初沈澱池、汚泥濃縮タンク等で発生することが多いと考えられるため、各下水道管理者におかれましては、下水道処理施設等内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）や「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編－2014 年版－」（平成 26 年 9 月（公社）日本下水道協会）第 3 章第 5 節「ポンプ場及び処理場施設の労働安全衛生対策」に基づき、酸素欠乏症等の対策に関して委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるとともに、猛暑が続いているため熱中症対策の徹底も併せてお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いいたします。

■発生日 : 令和7年7月30日(水) 8時50分頃

■発生場所 : 徳島市上下水道局北部浄化センター（徳島県徳島市東沖洲1丁目14番地）

■報道 : あり

■業務概要 : 最初沈殿池スカムピットの水打ち作業

■事故内容 : ピット開口部から内部に向けて、スカムをほぐすように水打ち作業を実施。さらにピットの奥に水を届かせるために体勢を低くしてピット開口部をのぞきこんだ際、ピット内に滞留していた硫化水素を吸い込んだことにより職員1名が硫化水素中毒とみられる症状を発症し、意識を失い緊急搬送された。

【状況図】

